

平成 28 年 2 月 17 日

「喫煙環境表示ステッカーの掲示活動」について

青森県内の生活衛生同業組合及び（公財）青森県生活衛生営業指導センターは、受動喫煙防止対策実施施設の増加を推し進めるため、平成 27 年度に、喫煙環境表示ステッカーの掲示活動を実施しましたので、その取り組み結果をお知らせします。

I 「喫煙環境表示ステッカーの掲示活動」の計画（平成 27 年 6 月 22 日決定）

1 趣 旨

青森県では、全ての県民が希望と生きがいを持ち、健康で幸せに暮らす社会をめざし、平成 34 年度までの 10 年間を計画期間とした「青森県健康増進計画／健康あおもり 21（第 2 次）」を策定しています。この計画では、「生活習慣の改善／（4）喫煙」項目の目標として、「受動喫煙防止対策実施施設の増加」を設定しています。

一方、わたしたち生衛業は、いずれも国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供しており、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接に関係しているところから、営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上等を図ることにより国民生活の安定に寄与することを目的として、生衛法により営業者の自主的活動の促進、経営の健全化の指導など各種の行政施策を国が講じています。

以上のように、県民の生活に不可欠なサービスや商品を提供している生衛業を営むわたしたちが青森県の「健康増進計画」施策推進の一翼を担い社会貢献活動に積極的に取り組むことにより、生活衛生同業組合の県民への認知度の向上、生衛業の振興、経営の安定化を図ることを目的として、生活衛生同業組合員全員が一体となって、「喫煙環境表示ステッカーの掲示活動」を行います。

2 実施（活動）期間

平成 27 年 6 月～平成 28 年 2 月

3 指導センターの活動

- ①（公財）青森県生活衛生営業指導センターは、日本たばこ産業株式会社に、各生活衛生同業組合に配付する「喫煙環境表示ステッカー」の提供協力依頼を行います。
- ②「喫煙環境表示ステッカーの掲示」の反響等を把握するため、アンケート調査票を作成します。
- ③ステッカー及びアンケート調査票を各生活衛生同業組合に送付します。
- ④生活衛生同業組合から報告される協力生衛店舗数及び回収されたアンケート調査票をとりまとめ、関係行政機関及び関係者にお知らせします。

4 生活衛生同業組合の活動

- ①県内の各生活衛生同業組合は、指導センターから送付されたステッカーの掲示及びアンケート調査について、組合員をはじめ、組合員以外の生衛業店舗の方にも協力依頼を行います。

②各生活衛生同業組合は、協力生衛業店舗数及び回収したアンケート調査票を指導センターに送付します。

5 ステッカーの貼付

○ステッカー（写しは別添１（１３頁）のとおり）

A 6 サイズ（約 105mm×148mm）４枚で１シート（A 4 サイズ：はっ水加工）

《A 6 サイズ４枚の構成：「禁煙」、「喫煙」、「分煙」、「時間禁煙」》

○シートから希望の A 6 サイズのものをはがし、お店の入口等に貼付します。

6 アンケートの実施

生衛業店舗を対象に「喫煙環境表示ステッカー掲示」の反響等を把握するため、アンケート調査を実施します。

Ⅱ 「喫煙環境表示ステッカーの掲示活動」の実施結果

1 喫煙環境表示ステッカーの貼付

（１）実施方法

青森県内の各生活衛生同業組合の組合員がそれぞれの地区の生衛業を営む店舗に喫煙環境表示ステッカーの貼付についてお願いし実施しました。

（２）実施期間 平成 27 年 7 月 3 日～平成 28 年 1 月 20 日

（３）貼付実績

貼付実績は下表のとおりであり、県内の 1,794 店に賛同をいただきました。なお、一店舗において複数枚を貼付している場合もあることから、「貼付店舗数」と「貼付枚数」をそれぞれ記載しています。

組 合 等 名	貼 付 店舗数	貼 付 枚 数	組 合 等 名	貼 付 店舗数	貼 付 枚 数
理 容	163	181	す し 業	58	61
美 容 業	690	890	食 肉	(50 枚配付)	
ク リ ー ニ ン グ	74	77	料 理 飲 食 業	171	171
旅 館 ホ テ ル	228	293	社 交 飲 食 業	400	400
公 衆 浴 場 業	10	10	指 導 セ ン タ ー	(50 枚会議等で配付)	
興 行	(50 枚配付)		合 計	1,794	2,083

2 喫煙環境表示ステッカーに係るアンケート調査結果

（１）調査方法

指導センター連絡会議（八戸市開催：10/5、弘前市開催 11/9、青森市 11/30）に参加した特相員（生衛業経営特別相談員）の方に、以下に示す①及び②の用紙を配付・説明し、喫煙環境表示ステッカーに係る店舗・お客さんの反響、意見、感想等についてのアンケート調査の協力依頼を行い、実施していただきました。なお、特相員の方は生衛業店舗を巡回し融資等相談指導活動を実施しています。今回のアンケート調査は、この相

談指導活動と併せて行っていただきました。

【特相員の方に配付した用紙】

①『「喫煙環境表示ステッカーの掲示」に係るアンケート調査』

(別添 2 (14 頁－15 頁) のとおり)

②『ーアンケート調査へのご協力をお願いしますー』

(別添 3 (16 頁－17 頁) のとおり)

(2) 調査期間 平成 27 年 10 月 5 日～平成 28 年 1 月 30 日

(3) 調査協力特相員数及び調査店舗数

アンケート調査にご協力をいただいた特相員及び巡回により調査した店舗数は下表のとおりであり、特相員の総数は 35 人、調査店舗の総数は 485 店舗でした。

組 合 等 名	特相員 (人)	調 査 店舗数	組 合 等 名	特相員 (人)	調 査 店舗数
理 容	13	191	す し 業	2	18
美 容 業	6	88	料理飲食業	6	60
ク リ ー ニ ン グ *	3	33	社交飲食業	3	44
旅 館 ホ テ ル	1	25			
公衆浴場業	1	26	合 計	35	485

(4) 喫煙環境表示ステッカーに係る反響、意見、感想等

喫煙環境表示ステッカーは「禁煙」、「喫煙」、「分煙」、「時間禁煙」の 4 枚が 1 シートとなっており、その 4 枚のうちの希望のものをシートからはがし店舗の任意の場所に貼付することとして生衛業店舗に提供し、その後にアンケート調査を行いました。調査により得られた反響、意見、感想等のいくつかを抜粋して以下に示します。

○子供、高齢者の健康面を考えると、店舗内は、全面、営業時間内禁煙とすべき。

○現在の店舗では無理だ。改装時に分煙を考えたい。

○今はどこでも禁煙なので、ある程度浸透してきている。

○このステッカーを見て、禁煙を始めようかと言っていたお客様がいらっしゃいました。

○ワンルームではステッカー貼付（禁煙、分煙）は難しい。

○客離れの不安があるので、貼らない。

○今はほとんど吸うお客さんはいません。

○喫煙者は他人の迷惑を考えない。もっと禁煙活動を行ってほしい。

○ステッカーを貼る前は、平然と喫煙するお客様がいらっしゃいましたが、目のつきやすいところに貼ってからは自然と喫煙する方がなくなりました。ステッカー効果ありで助かりました。

○店のいろんな場所に貼って有効利用しています。

○受付カウンターに禁煙ステッカーを貼って、この店は禁煙店だと P R している。

- 受動喫煙という言葉の認知度は思ったより高く、マナーを守られていた。
- 女性客に喜ばれました。
- 喫煙できなければ店に来ないと言われたことがある。禁煙を喜ぶお客様もいるのは事実。店舗が小さいため、分煙するスペースがない。
- 5年前より全席禁煙としてやっております。最初はお客様からの反発が多かったのですが、時代の流れとして、こんにちも禁煙としております。(事実、お客様の数は減りました。)
- 分煙したくても、狭い店なのでできない。
- タバコは、健康に良くないとわかっているのなら、販売しなければよい。
- 食事処ですが、禁煙を何席か決めております。お客様も協力しています。
- 今でもお客さんが少ないのに、こんなものを貼ったらお客来なくなるよ。
- 居酒屋、スナック等は禁煙は無理と言われました。

以上のとおり、「喜ばれた」、「有効に利用した」、「分煙するスペースがない」、「こんなものを貼ったらお客来なくなるよ」など、ステッカーの貼付を**禁煙**実施施設の増加推進活動ととらえた店舗が多かったようです。

喫煙環境表示ステッカー貼付の趣旨は、**受動喫煙防止対策**実施施設の増加推進であり、必ずしも禁煙施設を増やしていくということではありません。例えば、「喫煙」のステッカーを貼付すれば、入店により受動喫煙の可能性があることをお知らせしたことになります。店舗の喫煙環境を表示し、お客様がお店を選択する際の情報を提供することが受動喫煙の防止につながります。

タバコは「嗜好品」として社会に定着しています。「風呂上がりの一服は至福のひととき」という方がいます。風呂上がりに頭に湯気をあげながら、「冷たいコーヒー牛乳をグイッと飲むのがとてもたまらない」とおっしゃる方もいます。

喫煙する方にも、吸わない方にも、わたしたち生衛業を営む者は心地よいサービスと商品を提供しなければなりません。吸うお客様、吸わないお客様がそれぞれ不快な思いをされないように工夫していくことが求められます。このような観点に立って、「喫煙環境表示ステッカーの掲示活動」を行いました。

今回の活動結果については、行政当局等関係機関及び各生活衛生同業組合に提供し、また、指導センターホームページに掲載することとします。生衛業の受動喫煙防止対策実施施設の増加推進に資することができれば幸いです。また、今回の喫煙環境表示ステッカーに係る反響、意見、感想等を参考に、生衛業者の皆さまがそれぞれ工夫をこらし、ひいては生衛業の振興及び経営の安定化につながることを期待したいと思います。

喫煙環境表示ステッカーに係る客の反響、意見、感想等を生活衛生同業組合ごとにまとめました。

【青森県理容生活衛生同業組合】

ア 調査協力特相員数 13名

イ 調査店舗数 191店舗

ウ 調査地域

青森市、弘前市、八戸市、黒石市、むつ市、平川市、藤崎町、田舎館村、野辺地町、横浜町、東北町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

エ 反響、意見、感想等

○（お客さん）店舗内全面禁煙は必要と考える。

○（お客さん）店舗内において禁煙と喫煙の分煙として、喫煙者の利便性も考えてほしい。

○（お客さん）子供、高齢者の健康面を考えると、店舗内は、全面、営業時間内禁煙とすべき。

○（お客さん）店舗内に設備を整えた空気清浄器を設置すべきです。

○分煙とするためには店舗の改装を実施しなければならないので、指導センターが資金を補助できないだろうか。

○現在の店舗では無理だ。改装時に分煙を考えたい。

○理容組合青森支部ではステッカー及び調査の趣旨と貼付お願いのチラシを9月までに192店舗全部に配付しお願いしました。残念ながら貼付については大部分の店舗の協力を得られなかった。

○店舗を新築、改装を契機に禁煙にした。（2店舗）

○分煙している。（3店舗）

○禁煙のステッカーをトイレ及び目立たない所に貼っているが、お客さんは喫煙している。（3店舗）

○禁煙には大賛成ではあるが、ステッカーの貼付まではできない。（5店舗）

○店主、家族、従業員等喫煙しているので貼付する気はありません。（2店舗）

○どの店舗でもタバコを吸うお客さんが相当少なくなっている。

○吸ってもいいか聞くお客さんもいる。

○ステッカーを貼ることで営業にマイナスになりそうだ。タバコを吸う人が確実に減っているの、時を待つと言う店舗が多かった。

○毎月の支部会報に、変動する金利のお知らせを含む内容を記載し周知していることから、融資に関する相談は多い。

○禁煙：0店舗、喫煙：15店舗（組合10、非組合5）、分煙：0店舗、
時間禁煙：0店舗

○調査した15店舗において、貼付店舗は0。理由としては、喫煙者に失礼である。

分煙のスペースがない。

○一時的に喫煙店にしてみたけれど、お客さんの反応が思いのほか悪く、今は自然体になっています。組合からのステッカーは機会をみてもう一度やってみようかと考えています。

○自分の店では、前に比べると、だいぶ吸う人が少なくなってきたので、ステッカー貼付について考えてみたいと思っています。(自分がやめることですね。)

○組合から配付されたステッカーを見てはいましたが、自分もタバコを吸うので、禁煙にできない状況です。

○禁煙ステッカーを貼っていましたが、1本くらいいいだろうと言われ、守ってもらえませんでした。サービス業の弱みか！

○3年前に店舗改装したときに禁煙にして、その時点から100円ショップからステッカーを買い使っていました。今は組合から配付されたものを貼っています。現在は禁煙にしてよかったと思っています。

○禁煙店にしたいと考えていますが、実行にいたっていません。

○貼付店舗はない。禁煙は無理の模様です。

○お客様は以前より禁煙者が多い。

○なかには、外で吸ってから入店する方もいる。

○今はどこでも禁煙なので、ある程度浸透してきている。

○タバコは国の貴重な収入源であるはずなのに、喫煙者が悪者扱いなのはいかなものか。タバコを吸わない人が善人で、タバコ税を納めている人間が隅に追いやられている現状に憤りを感じます。タバコがそこまで有害なら国は販売を即座に中止すべきだし、もし税収が必要なのなら、国は喫煙所を納税者のために設置すべきではないのか。健康と税収、相反する課題にきっちりとした答えを出すことが国の責任であり、納税者である喫煙者に対する配慮であろう。

○散髪後の喫煙は至福の時である。

○いたる場所で禁煙表示をよく見る。それでも灰皿は借りる。

○自分の意志が弱くてやめられない。日本が「タバコ」を売らない(つくらない)となれば、外国のものだと考えてやめる。

○確かにやめると体にいいことはわかっている。

○分煙室を設置できるほどお客はない。

○このステッカーを見て、禁煙を始めようかと言っていたお客様がいらっしゃいました。

○禁煙にすると客が遠のくので、貼っていない店舗がほとんどです。

○平日の午後3時～5時まで、小学生の来所する時間を禁煙にしているところが2店舗ありました。

○喫煙環境ステッカーを貼付している店舗は3～4店ほどありました。非喫煙者は多いに賛成の様子が見受けられ大変喜んでいます。

○喫煙者はステッカーを確認しても気づかない風を装って、吸ったり、換気扇の下に

移動して吸う人もいます。

○喫煙者の意識度の違いで、喫煙するとかしないとかは、お客様個人の選択にまかせるしかありませんとの意見もあります。

○喫煙のお客様が多いためステッカーの貼付は考えていないとの回答が多かった。

○以前より禁煙にしていたので、禁煙ステッカーに気づき、新しいものにしたのですとか、お客様には好評です。(比較的大店舗)

○時代だもんな。しょうがない。

○皆に、なんでわざわざ、これ貼ってるのかと聞かれたとのこと。

○お客様の好みにあれこれ言えないので貼らないという話が多数でした。(小規模店舗がほとんど)

○自分が吸うので何も言えない。

○お客様が気づかって外で吸ってくれる。

○禁煙するお客様が増えているので、わざわざ言わなくても、、、

○ワンルームではステッカー貼付(禁煙、分煙)は難しい。

○「禁煙」を2店舗貼付

○貼付店3店舗(禁煙、分煙はしていない。)

○全店舗とも、これからも禁煙、分煙の予定はない。

○タバコを吸わないお客様が来店して時は、喫煙するお客様にご遠慮いただいているようです。

【青森県美容業生活衛生同業組合】

ア 調査協力特相員数 6名

イ 調査店舗数 88店舗

ウ 調査地域

青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市

エ 反響、意見、感想等

○禁煙ステッカー：60% 喫煙ステッカー：0% 分煙ステッカー：20%

時間喫煙ステッカー：0%

○基本禁煙店舗としての認識が出来上がっているので必要ない。

○客離れの不安があるので、貼らない。

○すごく便利。

○違うものに、お金をかけた方がいい。

○あえて、喫煙ステッカーを貼る必要がない。無駄。

○分煙、時間喫煙ステッカーは商売上、必要ない。

○時間禁煙9:00~12:00と13:00~16:00を実施したところ、ステッカーを見て、ずっと貼っておいた方がいいと思いました。

○ステッカーを見たお客様は「禁煙だね」と理解していただきました。協力的でした。

○喫煙環境ステッカーの貼付を見て、「禁煙」、どこへ行っても片身がせまいよな!と

言いながら1本吸わせてと遠慮がちに吸うお客様も、、協力していると思います。

○今はほとんど吸うお客さんはいません。

○喫煙するお客さんはなしです。

○ステッカーを貼付していても吸う方は吸いますし、無理に言いづらいこともしばしばあります。

○アンケートによると、美容師、本人様が吸うので、お客様と一緒に吸うとも言っていました。

○お客様は気づいてもくれません。実際にしゃべれない私たちも。お客様が勝手に灰皿を探していますし、まだまだですが少なくなったのは確かです。さっぱりして吸う気持ちなんでしょうね。お茶を飲むのとおなじですか。

○「禁煙」ステッカー貼付店へ今後も来店する。

○「禁煙」ステッカーが貼ってあったので、吸うのを我慢した。

○「分煙」ステッカーが貼ってあったが、店内の区別ができていないように見受けられた。

○店主（員）の喫煙を何とかしてほしい。（外で吸うとか）

○「時間禁煙」の時間設定は良い。（10:00～12:00、14:00～16:00）

○「時間禁煙」の時間設定が長すぎる。（10:00～16:00）

○「喫煙」ステッカーが貼ってあったが、他のお客様がいたので吸うのを遠慮した。

○「禁煙」ステッカーを1か所だけではなく、目のつきやすいところに、もっと貼ってほしい。

○喫煙者は他人の迷惑を考えない。もっと禁煙活動を行ってほしい。

○喫煙は肌荒れの要因だと言われた。

○お客様にもディーラーさんにも喫煙する人がいないので貼っていてもあまり関係ないようでしたけれど、喫煙を好ましく思っていない方には安心みたいです。ステッカーを貼ってあれば、やんわりとこちらの意向を示すことができるので良いと思う。

○ステッカーを貼ることで、お客様の喫煙に対しての意識が高くなります。

○副流煙を含め、タバコの臭いがないので安心という評判です。特に、飲食業に徹底してほしいそうです。室内より室外へ貼り、入る時に心得てからの方が効果的と思われれます。

○お客様からの反響はなし。当店のお客様は喫煙者がいないので、ステッカー作成は無駄だと思いました。

○健康のために大変良いと思います。ステッカーもとても良い。

○ステッカーを貼る前は、平然と喫煙するお客様がいらっしゃいましたが、目のつきやすいところに貼ってからは自然と喫煙する方がなくなりました。ステッカー効果ありで助かりました。

○ステッカーのデザイン、外国語表示で良いなあと思います。当店では禁煙ですが、きれいなステッカーなので利用しています。

○タバコを吸うお客様がいないので、反響はなかった。

- 禁煙を貼っても効果はなかった。(タバコを吸う方2名)
- 禁煙店には必要ないステッカーだと思う。
- ステッカーのおかげで以前タバコを吸っていた方が吸わなくなったので良かった。
- ステッカーの必要を感じない。(普段から店内禁煙)
- お客様に直接口で伝えるからステッカーはいらない。
- 外で吸ってもらうようにしているのでステッカーはいらない。
- ステッカー貼付5件(禁煙)
- 美容室は女性客が多いためステッカーの表示がなくても「禁煙」であるという意識は強い。
- 内装(インテリア)にあわない。貼りたくない。
- ステッカーは貼っていませんが、タバコをどうしても吸いたい人には外か別部屋(スタッフルーム)等で対応している。
- ステッカーを貼っていますが、お客様はあまり意識されておられません。

【青森県クリーニング生活衛生同業組合】

- ア 調査協力特相員数 3名
- イ 調査店舗数 33店舗
- ウ 調査地域
青森市、弘前市、八戸市、鶴田町
- エ 反響、意見、感想等

○店内での禁煙には全てのお客様が協力してくれている状況です。

○店のいろんな場所に貼って有効利用しています。

○禁煙ステッカーを店の外側に向かって貼っています。外からでも禁煙の店だとわかるのが良い。

○受付カウンターに禁煙ステッカーを貼って、この店は禁煙店だとPRしている。

○タバコを吸う人がいないので、ステッカーはいらないと言われた。

○来店された、お客様の滞在する時間が長い短いにかかわらず、当社は外に灰皿を用意しますので、その場所で喫煙しているので、特に問題はないです。

○クリーニング店舗におきましては、お客様が来店してから帰るまでの滞在時間は5～10分くらいのものです。今までも来店中に喫煙された方はいらっしゃいませんでした。喫煙環境表示ステッカーにつきましては、わが店舗においては、今のところ必要ないものでした。

○ステッカーについて、特に、意見や感想を述べるお客様はいらっしゃいませんが、ほとんどのお客様は禁煙に協力的です。

【青森県旅館ホテル生活衛生同業組合】

- ア 調査協力特相員数 1名
- イ 調査店舗数 25店舗

ウ 調査地域

弘前市、平川市

エ 反響、意見、感想等

○受動喫煙という言葉の認知度は思ったより高く、マナーを守られていた。

○施設により、全面禁煙、分煙等、さまざまであったが、受動喫煙対策はしっかりしていた。

○反面マナーを守っている喫煙者は片身がせまいとぼやいていた。

【青森県公衆浴場業生活衛生同業組合】

ア 調査協力特相員数 1 名

イ 調査店舗数 26 店舗

ウ 調査地域

青森市、五所川原市、むつ市

エ 反響、意見、感想等

○女性客に喜ばれました。

○ステッカーを貼っても無視する方もいた。

○男性客はどうしても喫煙をするので、分煙ステッカーを貼って協力を促している。

○全面禁煙なので、ステッカーの必要はない。(多数意見)

○ステッカーを貼らなくても灰皿を置いていないので、喫煙する客がいない。

【青森県すし業生活衛生同業組合】

ア 調査協力特相員数 2 名

イ 調査店舗数 18 店舗

ウ 調査地域

青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市

エ 反響、意見、感想等

○お客様から、タバコを吸っていいですかと聞かれて、いいですよと答えた。

○もともと吸わない人が禁煙、分煙になって良かったと言う感想はない。喫煙者は理解して応じてくれている。

○喫煙できなければ店に来ないと言われたことがある。禁煙を喜ぶお客様もいるのは事実。店舗が小さいため、分煙するスペースがない。

○お客様の方が禁煙に対して理解をされており、店側として非常に助かっている。ステッカーの意味を理解している方が多いことには正直びっくりしています。(ほんの一部、変な方もいますが、、、)

○カウンター席は禁煙として提供しています。(喫煙場所を別に設置してあります。)

○5年前より全席禁煙としてやっております。最初はお客様からの反発が多かったのですが、時代の流れとして、こんにちも禁煙としております。(事実、お客様の数は減りました。)

- 喫煙席を設けることにより煙が気にならなくなった。以前より、寿司がおいしく感じるとの声を聞く回数が多くなりました。
- 当店は繁忙期は全席禁煙。閑散期は分煙と分けております。最近では、喫煙者の方々も禁煙をこころよく受けとめる方が非常に増えていると感じます。(一部、「吸えないのなら帰る」といった人もいますが、、、) 別に喫煙場所を設けておけば問題ない場合が非常に多いので、席は禁煙で良い気がする。(小さい店舗では難しい場合もあると思います。) また、以前から吸っていない方が、途中でやめた方よりも煙を気にしない傾向にあります。途中でやめた方(以前喫煙者)が、非常に神経質でほんの少しの煙でもダメな場合が多い。これから先、飲食店で喫煙できない日がくるのではないかと感じております。

【青森県料理飲食業生活衛生同業組合】

ア 調査協力特相員数 6名

イ 調査店舗数 60店舗

ウ 調査地域

弘前市、八戸市、黒石市、三沢市

エ 反響、意見、感想等

- 店舗において、分煙、禁煙ステッカーの貼付があり、店内において喫煙席、禁煙席の区別がつくものの、タバコの臭い、煙は止めようがなく、タバコを吸わない方は不快感を持っている。
- 全席禁煙のステッカー表示の店舗は屋外に灰皿を置いてあり、喫煙者からは屋内スペースでという要望も出されているという。
- ステッカーを貼付してあることによって、喫煙者の喫煙意識に影響を与えている場合があるという。(全席喫煙でない場合：分煙)
- アルコール(お酒)を主力にしている店では、禁煙・分煙は無理です。そんなことをしたら、お客が来なくなってしまいます。
- 分煙したくても、狭い店なのでできない。
- タバコは、健康に良くないとわかっているのなら、販売しなければよい。
- 食事処ですが、禁煙を何席か決めております。お客様も協力しています。
- 宴会会場は禁煙にしております。会場の外(廊下)に灰皿をセット。
- 八食センター内の食堂、灰皿を置いていないが客から言われることがない。(禁煙とは書いていない。)
- 国道45線石堂地区そば屋「3時まで禁煙」表示でお客様は守っていただいているとのこと。
- 河原木地区のスナック、灰皿は出していないが、要求されると出してあげるとのこと。他のお客もあまり気にしていないと、、、
- 桔梗野地区居酒屋5軒、禁煙はしていない。特別お客様からの苦情はないとのこと。
- 桔梗野地区スナック10軒、灰皿は出していないが、言われれば出して喫煙させて

- いますとのこと。特に禁煙表示は考えていないとのこと。(自衛隊の町のためか)
- 居酒屋、ここの店は、タバコの作付けで食べている農家の方がお客さんで、禁煙はしませんとのこと。
- 全般的に見て、ステッカー表示はほとんどしていません。聞けば、ああと奥からこれーと、いう具合。禁煙に関して特別気を使っている様子はないです。
- 喫煙ステッカー：吸わないお客様には喜ばれました。吸うお客様は出入口での喫煙となり、そのたびに出入口の扉の開閉がこれからの冬の寒さ対策の悩みとのことでした。
- 分煙ステッカー：1階はもともと禁煙なので、特にトラブルはなし。
- タバコを嫌うお客様もいらっしゃるのでステッカーは貼りづらいとのこと。
- 喫煙ステッカー：食べ物屋さんとは違いスナックでの禁煙は今のところ無理、、、。せめてものマナーの向上に重点を置きたいが、、、。

【青森県**社交飲食業**生活衛生同業組合】

ア 調査協力特相員数 3名

イ 調査店舗数 44店舗

ウ 調査地域

八戸市

エ 反響、意見、感想等

○使わせてもらいます。

○今でもお客さんが少ないのに、こんなものを貼ったらお客来なくなるよ。

○居酒屋、スナック等は禁煙は無理と言われました。

○近所のママさんは、タバコとは友達のようなものだ。でも、お客様の前では吸わないのよーと言っていた。閉店してから吸う1本が幸せとも言っていました。お客様には「禁煙」ですとは言えませんかとのこと。

○お客様に言うよりも、まず、自分が「禁煙」しなくちゃと言っていました。ママさん、マスターが反省しながら笑っていました。

○私はタバコは吸えないので、お客の方が気をつかってくれて、大変申し訳なく思っています。どこの店でも「禁煙」ステッカーは大変だなーと、でも、前よりは吸う人が少なくなったなあと、皆さま心がけているんだなーと思いました。

○経営者、ママさん、従業員の方々に伺ったところ、なるべく吸わないように心がけているとのことでした。

○お客様も気をつかって、外で吸ってきたりしているとのことでした。

○外ですと最初は吸殻がたくさん落ちているので、外に灰皿を置いてあげているとのことでした。それでも遅くなると吸いたくなるお客様が多いとのことでした。

○近くのマスターさんからは、「禁煙」ステッカーを貼ってはおけないときっぱり言われました。

別添 1

A 4 用紙程度
(はっ水加工)

喫煙環境表示ステッカー

写



別添 2

A3用紙 1枚
(14頁-15頁)

(別紙2)

「喫煙環境表示ステッカーの掲示」に係るアンケート調査

平成____年____月____日

1 特相員氏名 _____

2 所属組合：青森県_____生活衛生同業組合

3 調査対象店舗

①店舗所在地区 _____市・町・村：店舗数_____

②店舗所在地区 _____市・町・村：店舗数_____

③店舗所在地区 _____市・町・村：店舗数_____

④店舗所在地区 _____市・町・村：店舗数_____

⑤店舗所在地区 _____市・町・村：店舗数_____

担当した店舗所在
地区の市町村名をご記
入ください。

複数の市町村を担当
された方は、市町村
ごとに、それぞれの
店舗数をご記入くだ
さい。

4 貼付店舗における客の反響、意見、感想等

貼付店舗における客の反響、意見、感想等の聴取は、次の手順をお願いします。

①チラシA4判両面「一アンケート調査へのご協力をお願いします」の
(調査員)の欄にあらかじめご自身の氏名と連絡先をご記入ください。

②店舗を訪問した際に、チラシ「一アンケート調査へのご協力をお願いします」をお渡しし、趣旨をご説明のうえ、「喫煙環境表示ステッカーの掲示」の反響等についてお尋ねください。

③また、チラシ「一アンケート調査へのご協力をお願いします」の裏面の「生活衛生融資のご案内」についても簡単にご紹介し、質問等があれば対応していただきたくお願いします。

④調査した店舗ごとに、お聞きした概要をそれぞれ簡単に、この用紙にご記入ください。(店舗名等を記載する必要はありません。)

⑤「特に客からの反響等はない」などの店舗については、そのことについての記載の必要はありません。

⑥調査が終了しましたら、返送用封筒にて、この用紙を指導センターにご送付ください。

[illegible]

別添 3

A 4 用紙 両面
(16 頁 - 17 頁)

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

(電話 017-722-7002)

—— アンケート調査へのご協力をお願いします ——

「喫煙環境表示ステッカー」



左の喫煙環境表示ステッカーを貼付されている
ご店舗さまに、アンケート調査を行っています。

アンケート調査は、青森県から委嘱を受けてい
る「生活衛生営業経営特別相談員」の方にお願
いして実施しています。

喫煙環境表示ステッカーについてのお客さまの
反響、ご意見、ご感想等を調査員にお知らせく
ださい。

(調査員)

氏 名

連絡先

【中小企業庁のホームページから抜粋】

「生活衛生営業経営特別相談員」

生活衛生営業経営特別相談員(以下「経営特別相談員」という)は、業界の自主的努力を一
層効果的にするため営業者に対し経営に関する相談・指導を行うとともに、経営指導員に対して、
その業務に関する助言を行う高度の知識を有する者として昭和 48 年度に創設されたものです。

この経営特別相談員は、各都道府県知事の委嘱を受けてその業務を遂行しており、特に株式
会社日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付
制度」の申込みに対する審査及び当該融資を受ける生衛業者に対する相談・指導を行っています。

なお、都道府県指導センターの充実強化を図るため、経営特別相談員を活用した巡回指導事
業を実施しています。

「生活衛生関係営業者に対する融資」

株式会社日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)では、生衛業の衛生水準の向上、経営の
近代化・合理化を促進するため、生衛業者に対し融資を行っておりますが、さらに生衛業の中でも
特に小規模な生衛業者を対象とした「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」があり、
その資金枠は平成 22 年度で、70 億円となっています。

平成27年度版

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

生活衛生関係営業のみなさまへ

生活衛生融資のご案内

一般貸付・振興事業貸付

○一般貸付は生活衛生関係の事業を営む方、振興事業貸付は振興計画の認定を厚生労働大臣から受けている生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。

業 種	一般貸付	振興事業貸付	
	ご 融 資 額		
	設備資金	設備資金	運転資金
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業（一般貸付に限る）	7,200万円以内	1億5,000万円以内	全業種 5,700万円以内
一般公衆浴場業	3億円以内 (2施設以上で4億8,000万円以内)	1億5,000万円以内 (一般貸付と別枠)	
旅館業	4億円以内	7億2,000万円以内	
興行場営業 サウナ営業（一般貸付に限る）	2億円以内	7億2,000万円以内	
クリーニング業	1億2,000万円以内	3億円以内	
全 業 種	ご返済期間（うち据置期間）		
	13年以内（1年以内） 一般公衆浴場業は30年以内	18年以内（2年以内）	5年以内（6ヵ月以内） 特に必要な場合7年以内（1年以内）

- (注) 1 一般貸付には、原則として都道府県知事（生活衛生営業指導センター）の「推せん書」が必要です。
 2 振興事業貸付には、生活衛生同業組合の長の「振興事業に係る資金証明書」が必要です。
 3 ご返済期間はお使いみちによって異なります。
 4 クリーニング業（洗たくを実施）からクリーニング取次店に業種転換された方のうち、一定の要件に該当する方もご融資の対象となります。
 （ただし、ご融資額は設備資金・運転資金とも4,800万円以内）
 5 振興事業貸付を特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

生活衛生改善貸付（無担保・無保証人のご融資）

○小規模事業者で生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方にご利用いただけます。

お使いみち	ご融資額	ご返済期間（うち据置期間）
設備資金	2,000万円以内	10年以内（2年以内）
運転資金		7年以内（1年以内）

(注) 小規模事業者（従業員数5名以下（旅館業および興行場営業は20名以下））であって、一定の要件を満たした上で生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

【日本政策金融公庫のホームページから抜粋（加筆）】

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の機能（国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業）を担うことにより、国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。